里庄町公告第23号

里庄町カーボン・マネージメント強化事業委託業務に係る公募型プロポーザルを実施するにあたり、実施要領を次のとおり定める。

平成30年8月21日

里庄町長　加藤　泰久

里庄町カーボン・マネージメント強化事業委託業務に係る公募型プロポーザルにおける参加申込書の提出を求める公示

1　目的

本町は、2005年に里庄町地球温暖化対策実行計画（第1次実行計画・計画期間：2006年度～2009年度）を策定、2011年に同実行計画（第2次実行計画・計画期間：2011年度～2015年度）を策定し、本町の事務及び事業活動によって排出される温室効果ガスの削減に取り組んできた。2016年度以降、本町は当該実行計画を策定していなかったが、政府の地球温暖化対策計画では、基準年度である2013年度の温室効果ガス排出量1,439t-CO_2を、目標年度である2030年度には863t-CO_2（40%削減）とすると定めていることから、新たに政府の目標値と遜色ない温室効果ガス排出量削減率40%を目指した、里庄町地球温暖化対策実行計画（第3次実行計画）を策定することとし、本業務は策定に必要となる現状の温室効果ガス総排出量等を調査・分析すること及び温室効果ガス排出量削減のための具体的な施策の抽出を行うこと、並びに全庁的なＰＤＣＡを有したカーボン・マネジメント体制を確立することを目的とする。

2　業務の概要

（1）　業務名

里庄町カーボン・マネジメント強化事業委託業務

（2）　業務内容

別紙仕様書のとおり

（3）　委託期間

契約締結日から平成31年2月28日(木)まで

3　見積上限額

金9,973,000円(消費税及び地方消費税額を含む)

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、事業内容の規模を示すた

めのものであることに留意すること。

4　選定方法

公募型プロポーザル

5　参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たすこと。

（1）　平成30年度里庄町競争入札参加資格を有している者であること。

（2）　地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

（3）　会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生計画の許可決定又は再生計画の許可決定がなされていること。

（4）　次のいずれにも該当しないこと。

①　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

②　法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

③　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

④　役員等（プロポーザルに参加する者の代表者若しくは役員又はこれらの者から町との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人

⑤　プロポーザルに参加する個人から町との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人

⑥　暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人又は法人

6　失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、契約締結以降に失格事項に該当した場合、又は、欠格事項が判明した場合は契約解除事由に該当する。

（1）　本実施要領に示された参加資格を満たしていないことが判明した場合

（2）　提出書類に虚偽の内容が判明した場合

（3）　選考委員又は関係者に協力援助を求めた場合

（4）　談合、不正行為等を行ったと認められる場合

（5）　ヒアリング審査に参加しなかった場合

（6）　その他本実施要領に適合しない場合

7　実施スケジュール

（1）　仕様書等の配布期間

公告の日から平成30年9月3日（月）まで

（2） 質問の受付期間

公告の日から平成30年9月3日（月）午後5時まで

（3） 質問への回答期限

平成30年9月4日(火)午後5時まで

（4） 参加申込書の受付期間

公告の日から平成30年9月3日（月）午後5時まで

（5） 企画提案書の受付期間

平成30年9月5日(水)から平成30年9月12日(水)午後5時まで

（6） プレゼンテーション審査　：平成30年9月19日(水)

（7） 審査結果通知　：平成30年9月下旬(予定)

（8） 契約締結　：平成30年9月下旬(予定)

※上記の日程は変更する場合があり、その場合は里庄町ホームページ上に掲載する。

8 質問の受付及び回答

業務に関する質問がある場合は，次のとおり担当課まで行うこととする。

（1） 質問期限　平成30年9月3日（月）午後5時まで

（2） 質問方法　質問書(様式7)を電子メール又はＦＡＸで送付

里庄町町民課

(tel)：0865-64-3112

(fax)：0865-64-3126

(e-mail)： choumin@town.satosho.lg.jp

※担当課まで電話により受信確認を行うこと。

（3） 回 答 日　平成30年9月4日（火）

（4） 回答方法　参加申込者へメールで回答する。

9 参加申し込みの手続き

（1） 提出書類及び提出部数

① 参加申込書(様式1)　：1部

② 企画提案書　：6部

（ア） 表紙(様式2)

（イ） 提案内容(様式任意)

提案内容はＡ４片面印刷で、５枚以内とする。

③ 従事者実績調書(様式3)　：6部

④ 業務実績調書(様式4)　：6部

⑤ 業務工程表(様式任意)　：6部

⑥ 見積書　：6部

（ア）　表紙（様式５）

（イ）　内訳書

⑦　会社概要書（様式６及び会社パンフレット等）　：６部

⑧　直近２期の決算書及び定款の写し　　　　　　：６部

※見積書（内訳書）については、積算根拠、内訳がわかるように記載すること。また、内訳書内で計算誤り等あった場合は失格とする。

（２）　提出期限

参加申込等：平成30年９月３日（月）午後５時まで

企画提案書：平成30年９月12日（水）午後５時まで

（３）　提出方法：応募書類の提出は、下記提出先まで郵送又は持参すること。郵送の場合は、上記提出期限日必着とする。

（４）　提出先：〒７１９－０３９８

岡山県浅口郡里庄町大字里見１１０７番地２

里庄町町民課

(tel)：0865-64-3112

(fax)：0865-64-3126

(e-mail)： choumin@town.satosho.lg.jp

10　参加辞退

応募書類を提出した者で、本プロポーザルへの参加を辞退する場合、辞退届（様式８）により審査日の前日までに辞退を届け出ること。その場合、提出された書類は返却しない。

11　審査方法

（１）　審査方法

審査委員により、企画提案内容、事業実績、業務実施体制、見積額等を総合的に勘案し、事業者を選定する。

（２）　プレゼンテーションについて

①　実施日　平成30年９月19日（水）

②　出席者　３名以内

③　内　容　（ア）提案書の内容について説明

（イ）提案内容に関する質疑応答

④　時　間　20分以内（提案説明15分、質疑応答５分を予定）

※質疑応答時間は延長する場合がある。

⑤　準備物　スクリーン及び電源は本町で用意するが、その他の機器（パソコン、プロジェクター等）が必要な場合は提案者で準備すること。

⑥　その他　時間、場所等については別途連絡する。

12　審査結果

（1）　審査結果は、審査終了後に応募者全員に書面で通知を行い、里庄町ホームページでも公表する。

（2）　審査結果に関する問合せ及び異議申し立ては受け付けない。

13　契約

最優秀提案者を受託者とし、協議が整い次第、速やかに契約手続きを行う。なお、最優秀提案者と契約ができない場合は、次点者と契約について協議するものとする。

なお、プロポーザルに基づく契約は、平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金「地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業」の交付決定後に行うものとする。

14　公募型プロポーザルの停止、中止及び取消し

災害等やむを得ない理由等により、公募型プロポーザルを実施することができないと認められる場合は、公募型プロポーザルを停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、当該公募型プロポーザルに要した費用を本町に請求することはできない。

15　その他

（1）　本プロポーザルに要する費用はすべて提案者の負担とする。

（2）　原則として提出された書類等は返却しない。

（3）　提出された書類は、本プロポーザルに係る審査目的のみで使用する。

（4）　提出された書類は、本プロポーザルに係る審査目的の範囲で複製することがある。

（5）　本件に係る情報公開請求があった場合には、里庄町情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。